

学校性暴力被害防止基本方針

和泉市立石尾中学校

令和8年4月1日

第1章 性暴力被害防止に関する本校の考え方

1 基本理念

「性暴力は人間として絶対許されない」と教職員の強い共通認識の下、本校では、性暴力の早期発見・早期対応に努めてきた。しかし、昨今、インターネットを通じた掲示板での誹謗中傷など、すぐに表面に出てこない「性暴力」の発生が認められてきた。このように多種多様化する「性暴力」を根絶するために、保護者や地域の人々はもちろん、関係諸機関と緊密な連携をとりながら、今後とも「性暴力」根絶の啓発と指導を行い、子どもたちの心身の健全な育成に努めていく所存である。

2 性暴力の定義

「性暴力」とは、望まない性的な行為であり、性に対する人権侵害である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を犯し、幸せで健康に過ごせないことであって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な性暴力の態様は、以下のようなものがある。

- レイプ・強姦(暴行・強制によって性行為をする)
- わいせつ(暴行・強制によって性的に羞恥心を与える)
- DV(ドメスティック・バイオレンス 近しい人からの暴力)
- セクハラ(セクシュアル・ハラスメント 性的嫌がらせ)
- 痴漢(わいせつ的一种 相手の意に反してわいせつな行為を行う)

また、性暴力そのものによる、身体的・直接的な被害だけでなく、「ショックによる心身的不調」「性暴力に対する誤解や偏見による精神的苦痛」「外出が難しくなる、人とのコミュニケーションが困難になる等による孤立」「就業の継続が困難になる、医療費がかかることによる経済的困窮」等、性暴力の後も、様々な影響に遭います。これらは「二次被害」「二次的被害」等といわれています。

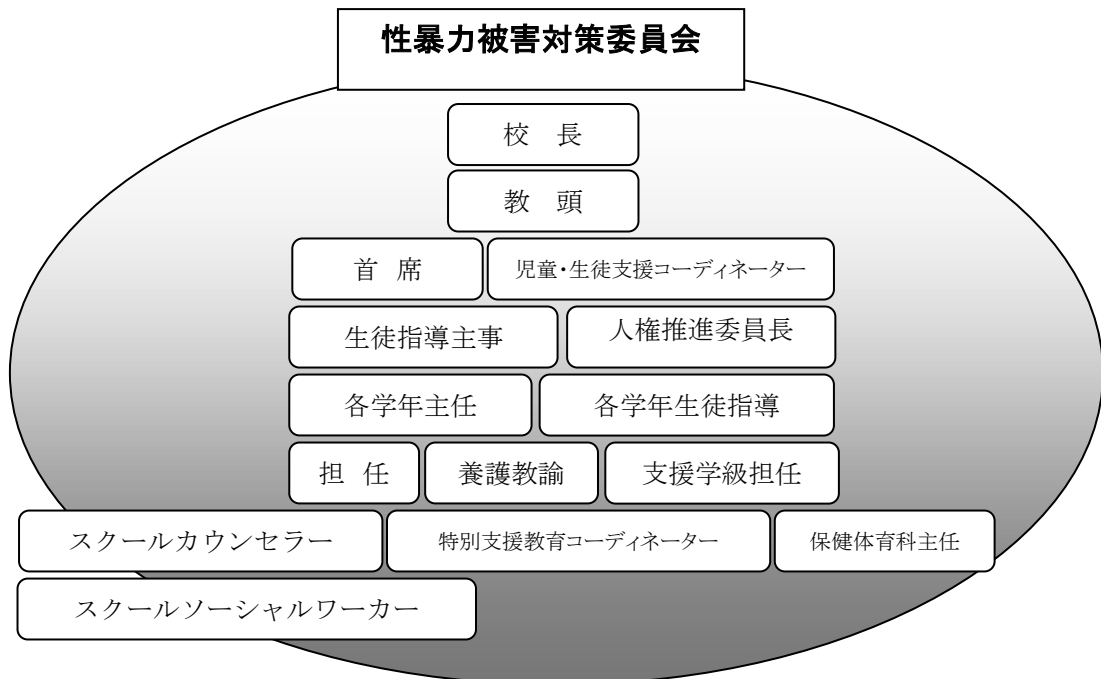
3 性暴力被害防止のための組織

(1) 名称 「性暴力被害対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、児童・生徒支援コーディネーター、生徒指導主事、人権推進委員長、各学年主任、各学年生徒指導、担任、養護教諭、支援学級担任、特別支援教育コーディネーター、保健体育科主任、SC、SSW

※実際の運用については、分掌会議を拡大会議にするなど検討する。



(3) 役割

- ア 学校性暴力被害防止基本方針の策定
- イ 性暴力の未然防止
- ウ 性暴力の対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校性暴力被害防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

石尾中学校 性暴力被害防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学年オリエンテーション 学級オリエンテーション (集団づくり) 交通安全について	学年オリエンテーション 学級オリエンテーション (集団づくり) 交通安全について	学年オリエンテーション 学級オリエンテーション (集団づくり) 交通安全について	生徒指導方針確認 いじめ防止基本方針、性 被害防止基本方針の確認
5月		校外学習事前学習 (集団づくり)	修学旅行事前学習 (集団づくり)	校内研修(生徒理解) いじめアンケート 教育相談
6月	仲間づくり 身体の発達について学習 (体育の授業)	校外学習	修学旅行 性感染症についての学習 (体育の授業)	部活動決起集会
7月	薬物乱用防止教室 文化活動発表会 夏季休業前指導 (集会・学級)	薬物乱用防止教室 文化活動発表会 夏季休業前指導 (集会・学級)	薬物乱用防止教室 文化活動発表会 夏季休業前指導 (集会・学級)	石尾っ子夏季夜間巡回
8月				3校合同研修 いじめアンケート
9月			合唱コンクール (団体活動)	意見体験作文発表会 教育相談
10月	体育大会(団体活動)	体育大会(団体活動)	体育大会(団体活動)	校内研修(いじめ対応)
11月	校外学習	職場体験事前学習	校外学習	
12月	合唱コンクール (団体活動) 交通安全・非行防止教室 冬季休業前指導 (集会・学級)	合唱コンクール (団体活動) 職場体験学習 (勤労体験) 交通安全・非行防止教室 冬季休業前指導 (集会・学級)	交通安全・非行防止教室 冬季休業前指導 (集会・学級)	石尾っ子フェスタ (地域見守り活動)
1月	弁護士によるいじめ防止 授業			学校教育自己診断 いじめアンケート 教育相談
2月	いじめ啓発運動	いじめ啓発活動	いじめ啓発活動	
3月	SNS・スマホ教室 年度末休業事前指導 (集会・学級)	SNS・スマホ教室 年度末休業事前指導 (集会・学級)	性教育講演会 年度末休業事前指導 (集会・学級)	小中連絡会 月2回程度の登下校指導
性教育・性教育講演会の実施				

※性暴力被害・いじめ対策委員会・あいさつ運動は月1回開催

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

性暴力被害・いじめ対策委員会は、年間に11回（月1回）開催し、取組が計画どおりに進んでいるかの検証、必要に応じた学校教育基本方針や計画の見直しなどを行う。ただし、緊急を要する案件が発生した場合には随時開催する。

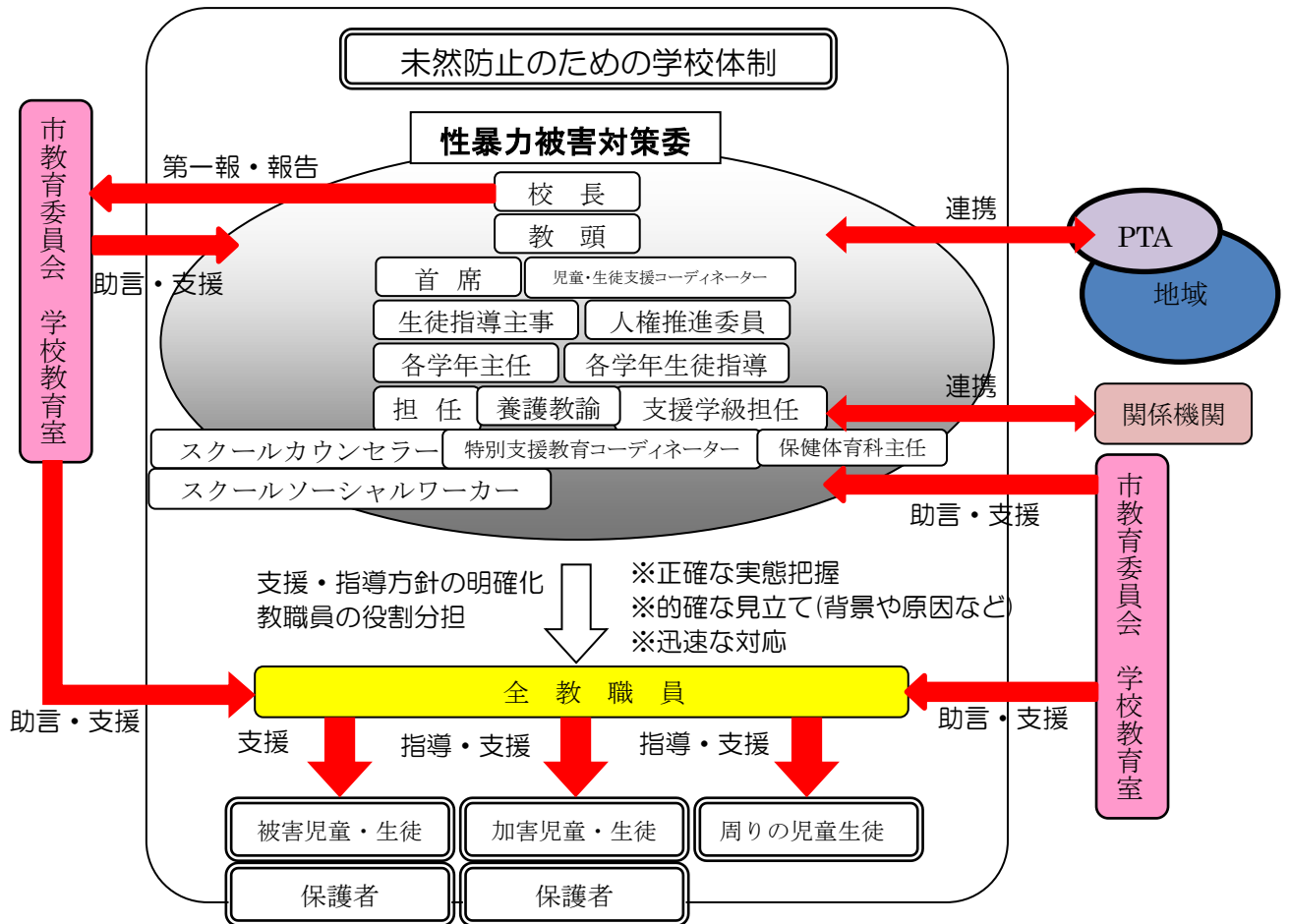
全生徒対象のカウンセリング、生活アンケートを各学期に1回（年3回）実施し、情報収集、未然防止への啓発を行うとともに、意識の変化を見て、取組の効果検証を行う。学校教育自己診断アンケートを実施し、取組の効果検証を行い、次年度への改善へつなげる。

第2章 性暴力被害防止

1 基本的な考え方

本校では、性暴力被害の防止のため、取り組み、早期発見・早期対応に努める。そのために、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などの校内体制を整備する。さらに、性暴力被害の防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、性暴力被害の防止に資する多様な取り組みが体系的・計画的に行われるよう、年間の具体的な指導計画をたて、指導内容のプログラム化を図るよう努める。また、性暴力への対応に係る教職員の資質能力向上を図るため、校内研修や性暴力の早期発見・性暴力被害への対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定めたり、定期的な教職員の意識調査等を行い自己点検に努める。加えて、より実効性の高い取り組みを実施するため、学校教育基本方針が、きちんと機能しているかを教育自己診断等を活用し点検を行い、必要に応じて見直すようにする。このような取り組みに関し、子どもたちはもちろん、保護者や地域にも周知し、協力・参画が図れるよう、広く啓発活動にも努める。

〈校内体制〉



2 性暴力の防止のための措置

ア) 性暴力についての共通理解

性暴力の態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的に性暴力の問題について触れ、「性暴力は人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。常日頃から、児童生徒と教職員が性暴力とは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何が性暴力なのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等の啓発活動に努める。

イ) 性暴力に向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じ、性教育、道徳教育、人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ) 性暴力が生まれる背景と指導上の注意

加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒による性暴力を助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「被害者側にも問題がある」という認識や発言は、加害の生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、被害生徒を孤立させ、性暴力被害を深刻化する。

エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬など性暴力につながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小中一貫教育の推進に努めることで、幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

オ) 生徒自らが性暴力について学び、取り組む

生徒自らが性暴力の問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身が性暴力被害の防止を訴えるような取り組みを推進（生徒会による性暴力撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。例えば、「被害者側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「性暴力を見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、生徒会が性暴力の防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

性暴力は大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、性暴力ではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、性暴力を隠したり軽視したりすることなく性暴力を認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

2 性暴力の早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、性暴力の実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃から性暴力被害を訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者・家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なく性暴力に関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、性暴力の早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まった性暴力に関する情報についても、子どもの人権を配慮した上で、学校の教職員全体で共有する。

第4章 性暴力に対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 性暴力の発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、性暴力と疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「性暴力ではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、性暴力の疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、被害の生徒や性暴力を知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は、学校における「性暴力被害の防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、性暴力の事実の確認を行うと共に被害者の身体的、精神的ケアを早急に行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、加害の生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、性暴力が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害の生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 初期対応例

いじめかどうかなどの判断を含め、認知したらまず、学年や生徒指導主事、管理職に相談・報告をする。性的事案に関しては、疑いを含めすぐ管理職へ報告する。

初 期 対 応	
<p>被害生徒や他の生徒から訴えがあった場合 <担任、訴えを受けた教職員が聞き取りをする>※聞き取りを行う教師は生徒の状況を見極めて臨機応変に対応する。</p> <p><input type="checkbox"/>秘密を守ること、被害者生徒・報告した生徒を必ず守ることを伝える。</p> <p><input type="checkbox"/>訴えてきた生徒からの話をじっくり聴く。(傾聴の姿勢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結論を指導しない。本人の言葉で語らせる。 <p><input type="checkbox"/>次の事項は必ず確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰から (1対1、複数、グループ) ・いつから (最近、以前から) ・どんなこと? ・どこで? <p><input type="checkbox"/>事実関係の正確な把握・解決のために関係生徒に聞き取りをすること、保護者にも伝えることを本人に承知してもらう。</p> <p>※外部相談機関の連絡先を伝える。</p> <p>※担任一人で抱え込まない</p>	<p>保護者から訴えがあった場合 <担任が聞き取りをする></p> <p>※聞き取りを行う教師は生徒の状況を見極めて臨機応変に対応する。</p> <p><input type="checkbox"/>被害者生徒を必ず守ることを伝える。</p> <p><input type="checkbox"/>訴えてきた保護者からの話をじっくり聴く。(傾聴の姿勢)</p> <p><input type="checkbox"/>次の事項は必ず確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰から (1対1、複数、グループ) ・いつから (最近、以前から) ・どんなこと? ・どこで? <p><input type="checkbox"/>事実関係の正確な把握・解決のために被害者生徒本人と関係生徒に聞き取りをすることを承知してもらう。</p> <p>※外部相談機関の連絡先を伝える。</p>

※外部相談機関

にんしん SOS 妊娠してしまったかと思ったら

0725-51-7778 (月～金、10～16時)

大阪府子ども家庭センター こどもの悩み相談 家族や友達・学校の悩み

0120-728-525 (24H)

性暴力救援センター・大阪 SACHICO 性暴力・緊急避妊

072-330-0799 (24H)

よりそいホットライン 同性愛・性別違和感

0120-279-338 (24H)

○加害生徒へ対応

担任、学年教師が事情確認・指導

※複数の場合は、一人ずつ、同時に行う。(担当生徒を割り振る。)

※人格を否定しない。やったこと(行為)が問題であるという立場で。

決めつけることなく、事実確認を行う。(共感的に聞く。)

- ・背景、理由など

□認めた場合は次のことを確認。

- ・誰から（1対1?、複数?、グループ?）
- ・いつから（最近?以前から?）
- ・どんなこと?
- ・どこで?

○事情の集約（文章化）

□事実関係の突き合わせと、全体像の把握をする。

※くいちがいがある場合、再度の事実確認をする。

□再度の事実確認後、対応策・解決策の方針を決める。

- ・被害者生徒への対応と保護者への説明方法と内容。（電話ではしない。）
- ・加害者生徒への対応と保護者への説明方法と内容。（電話ではしない。）
- ・学級・学年への指導の在り方。
- ・職員の見守りや巡視体制。

※解決しても、支援は継続していく。（引き継ぎを忘れない。）

□関係機関、専門家等との連携は事実確認と並行しながら進める。

- ① 教育委員会へ一報「発生した疑いがある」であっても一報。「疑い」の時点での対応も含めて協議できる。
- ② 性行為の事実が確認できなくても、疑いがある場合、性感染症、妊娠の可能性など72時間ルールも含め、保護者、専門機関（大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ウィズユーおおさか」）と相談する。
- ③ 犯罪行為と考えることから、被害生徒の保護者と相談の上、警察への連絡・相談は適宜行う。学校の捉えの甘さが被害を受けた生徒・保護者の不安感、見捨てられた感に繋がらないように配慮した対応を行う。
- ④ 子ども家庭センター、和泉市子育て支援室とも連携する。
- ⑤ 専門家の活用 スクールカウンセラー（主に被害を受けた生徒・保護者のケア）
スクールソーシャルワーカー、和泉市子育て支援室、子ども家庭センター（主に加害生徒・保護者への指導、福祉部局との連携など）
※必要に応じて「性教育のプログラム」を受けさせる。
- ⑥ 発生した事案が小学校・中学校にまたがって継続的な指導が必要な場合、市教育委員会と連携し小中合同ケース会議や連携会議など継続的に開催する。

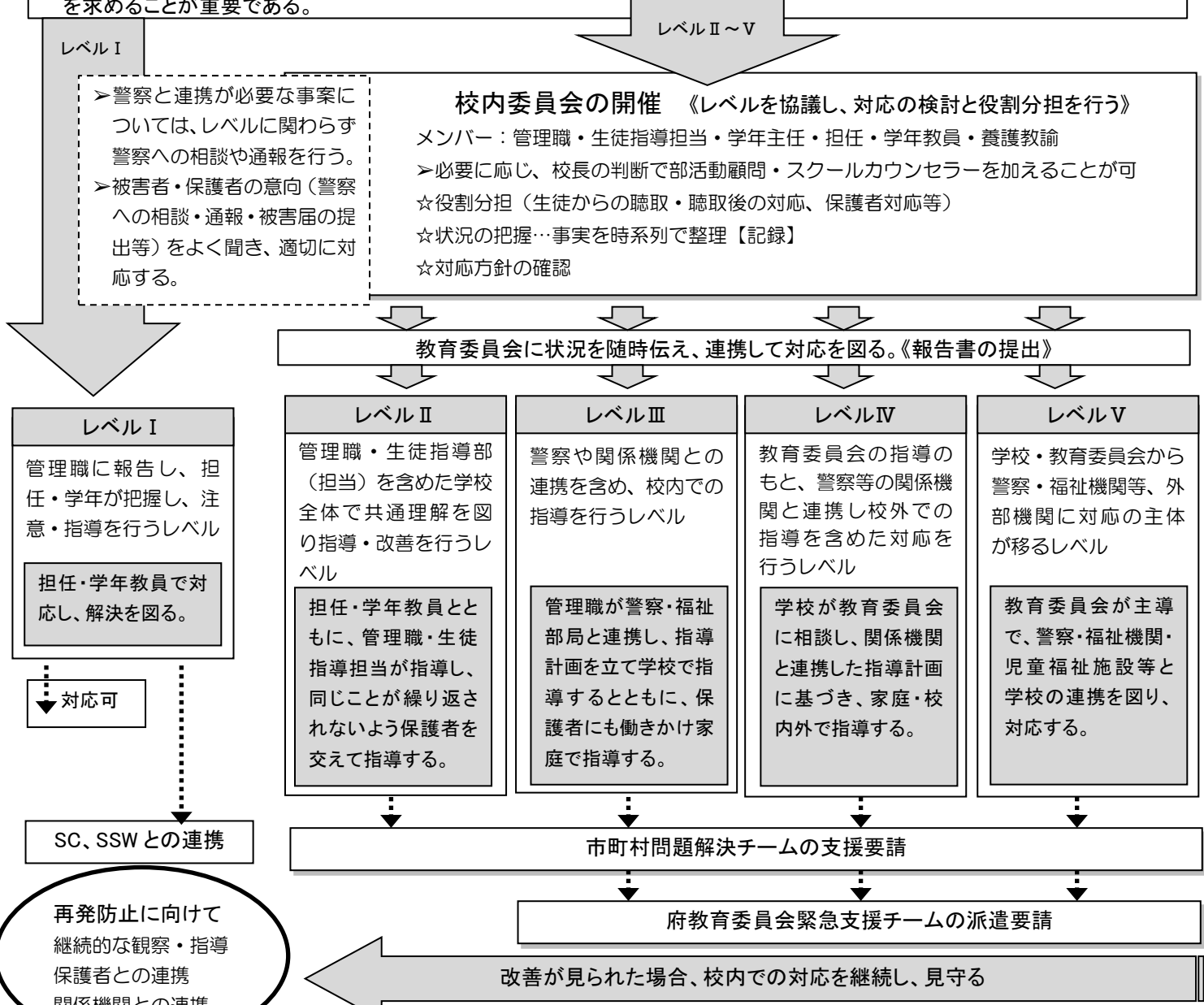
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

■生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(○性暴力、□いじめ、◇その他問題行動)

- 性的ことばによるからかい □ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
- ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髮違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】美術科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、2年生男子生徒がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(○性暴力、□いじめ、◇その他問題行動)

- 性的からかいやわいせつな言葉を繰り返す □仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動
- ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(○性暴力、□いじめ、◇その他問題行動)

- 性的、わいせつな画像の取り扱いや強要、性的接触を試みる事 □暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)
- ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察や子ども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(○性暴力、□いじめ、◇その他問題行動)

○身体接触を伴う性暴力 □重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまで問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(○性暴力、□いじめ、◇その他問題行動)

○極めて重い性暴力 □極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇をテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題として性暴力の未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

I. ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表明

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇性暴力の未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

3 被害を受けた生徒又はその保護者への支援

被害を受けた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、被害を受けている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害を受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、被害を受けた生徒の安全を確保する。

あわせて、被害を受けた生徒にとって信頼できる人（教職員、家族）と連携し、被害を受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。被害を受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害を受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、継続的な支援の観点から、心理的なケアも含め短期のケアや長期にわたるケアなどについて被害を受けた生徒保護者と相談して取り組む。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

問題が解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 加害の生徒への指導又はその保護者への助言

加害とされる生徒からも事実関係の聴取を行い、加害があったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、性的暴力をやめさせ、その再発を防止する措置をとる。ただし、事実関係の聴取が困難な場合もある。例えば、加害の生徒本人からの聞き取りを保護者などから拒まれる場合や加害生徒本人の記憶が曖昧な場合などである。この場合は事実を確認していくのが困難であるので、保護者はもちろん、周りの生徒や教職員、警察を含む関係機関や、専門家と連携をしていくことが重要である。その上で、確認できないことや根拠に乏しい「たぶん、そう思う」については丁寧に整理し、事実に基づいた対応を進める。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。その際に、生徒・保護者に寄り添った姿勢を必ずもつことは忘れない。

加害の生徒への指導に当たっては、性暴力は人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害の生徒が抱える問題など、性暴力の背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して

以後の対応を行っていく。性暴力被害の状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、性暴力には様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、被害を受けた生徒・保護者が納得していない形での謝罪の場は設定しない。

5 性暴力が起きた集団への働きかけ

性暴力を見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、性暴力を止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は性暴力に加担する行為であることを理解させる。なお、学校全体で話し合うなどして、性暴力は絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

性暴力被害の解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

6 ネット上の性暴力への対応

当該事案の被害、加害生徒及び保護者が風評被害を含めた心理的なダメージを受けるといった二次被害にあうことが絶対にならないように、全教職員で丁寧な情報共有を行う。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は精神的に被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールの実施を要望し、その実施により、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用した性暴力などについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらに

ついでに理解を求めていく。

第5章 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

性暴力への対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要で、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「性暴力被害の防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、性暴力があった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

性暴力の問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的な性暴力の問題の解決に資する。

加えて、学校教育基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たって、今後、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図ることも視野に入れる。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも学期に一回以上、性暴力をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化しないために、年間計画に位置づけた校内研修の実施に努める。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、性暴力被害の防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 学校評価と教員評価

学校評価において、性暴力の問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、性暴力の有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、性暴力の問題を取り扱うに当たっては、性暴力の問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、性暴力の有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、性暴力が発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

5 地域や家庭との連携について

学校教育基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、性暴力の問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。